

1 部活動の目的

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合っ
て友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について(部活動数は、今後の学級数の減少を見通しながら検討していく)

運動部：バスケットボール部 男子バレーボール部 女子バレーボール部
陸上競技部 サッカー部 野球部 ※全校から募集し駅伝部を結成する(9月)
文化部：吹奏楽部 美術部 科学部

※日本中学校体育連盟加盟競技種目は、生徒の希望があれば、学校職員が引率し大会に参加できる。
(年度初めに、大会出場希望届けを提出する。)

(2) 活動時間および日数について

- 部活動の活動時間および日数については、平成31年2月に示された「長野県中学生期のスポーツ活動指針 改訂版」・令和元年12月に示された「長野県中学校の文化部活動方針」及び平成30年3月、スポーツ庁からの『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』・平成30年12月文化庁からの「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び毎年4月に出される「諏訪地区中学校体育連盟 部活動についての申し合わせ事項」に沿って検討し決定する。文化系部活動については準じて実施する。

①平日の活動時間は、通年 下校時刻から18:30までとする。(10分前に終了、片付け)

(放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動* は原則として行わない。)

日没や休養期間(シーズンオフ)等により、下記の表、下校時間①のように活動時間を短縮する。

期 間	下校時間①	部活最終下校時間
4月	18:00	18:30 *「朝の部活動」学校教育の一環として行われる運動部活動として、始業前に顧問の指導のもと部員全員を対象に行う活動(指針改正案より)
5月～7月末	18:30	
8月～9月中旬	18:00	
9月中旬～もみの木祭終了まで	17:30	
もみの木祭終了から～10月第3週	17:00	
10月第4週～1月第3週	16:35	
1月第4週～3学期期末テスト	17:00	
3学期期末テスト～3月	17:30	

- 平日は1日以上休養日を設ける。水曜日とする。
- 下校時間の10分前には活動を終了し、清掃・戸締まり後、制服に着替えて最終下校時間には校地外に出ているようにする。
- 部長週番について 活動の終了をした後、下校の5分前には生徒玄関に集合し、部長会長の下、あいさつをしながら下校を促す。全員下校したところで、集合し解散する。(コロナ渦で検討中) 部長が欠席等の場合は、副部長およびそれに代わる生徒が代行する。指導は、部活動係があたる。
- 放課後の活動が、下校時間①によらない場合には以下の条件を遵守する。
 - a. 学校長の許可を得た上で、保護者通知(学校長名、担当が顧問名)を作成し配布すること。
 - b. 回数については、週2回程度とする。外の部活動等で短時間行う部活動や中体連主催の大会等が重なっている場合は相談の上決定する。
 - c. 下校方法においては、必ず保護者等が学校(社会体育館を使用した時は社会体育館)まで迎えに来て一緒に下校をする。保護者ととともに下校するので、運動着のまま下校してもよい。担当職員は、全員が下校するまで確認する。

②土曜日及び・日曜日（以下週末）の部活動について

- ・週末は1日以上を休養日とする。　・休日の部活動は3時間程度の活動とする。
- ・週末に大会参加等で活動したときは、休養日を原則として他の週末に振り替える。

③長期休業中の部活動について（諏訪中学校体育連盟 申し合わせによる）

- ・長期休業中の活動は、休業期間の1／3を目安として設定する。運動部活動以外にも多様な活動が行うことができるよう、できるだけ平日に行うように配慮するとともに、必要があれば、ある程度の長期の休養期間（シーズンオフ）を各部活ごとに設ける。
- 北信越大会や全国大会等の上位の大会やコンクールに出場する場合は相談の上決定する。

④その他

- ・テスト3日前（週末を含む）は、部活動は行わない。試合等がある場合は相談する。
- ・テスト最終日は活動可とする。
- ・社会体育館の利用については、教頭と部活動係に連絡の上、申込みを行う。使用する際には、必ず顧問が引率・指導をする。
- ・学校教育法施行規則第78条の2に示されている部活動指導員には、指導や引率を、全国中学校体育大会引率細則に規定されている外部指導者（コーチ）には指導を依頼することがある。

(3) 大会参加について

- ・部活動として大会に参加する場合には、引率計画を作成し、保護者に配布をする。
- 顧問、部活動指導員、部活動設置外種目については担当職員が引率して参加する。
- ・部活動として参加する大会は、大会要項を持参し、学校長と相談する。

3 部活動への入部・退部について

(1) 入部について

- ・年度中に入部できる部活動は1つとする。
- ただし、陸上競技（駅伝）についてはこの限りではない。※(3) その他参照 また、事由があつて退部したときは、別の部活動に加入することも可能とする。
- 運動系の部活動が終了した3年生で、文化系部活動に入部希望がある場合は、所定の手続きを経た後に、入部することができる。(H29年6月に付け加え)
- ・2・3年生の部活動加入希望生徒は、入部届を担任に提出する。担任は確認後、部活動顧問に提出する。
- ・大会が終了した3年生であっても、顧問・保護者と相談の上、部活動への参加も可。（大会終了が引退ということでもない。各人対応で）
- ・1年生の部活動加入希望生徒は、部活動仮発足会終了後より、体験入部期間とし、顧問に許可を得た上で、部活動に参加・体験できる。入部届提出を持って本入部とするので、担任に提出する。担任は確認後、すみやかに部活動顧問に提出する。

(2) 退部について

- ・退部を希望する生徒は、担任および部活動顧問と相談後、保護者との相談・確認の後に退部届を提出する。

(3) その他

- ・部員の人数が減少したことが、廃部等の理由とはならない。希望があれば、近隣の学校との合同部活動を検討し大会参加も可能。
- ・長野県中学校体育連盟、長野県中学校総合体育大会開催基準要項の9項、大会参加制限より……<なるべく多くの生徒が参加する機会に恵まれるよう一人一競技の参加を原則する。ただし、夏季大会と陸上競技（駅伝を含む）相撲、冬季大会（スケート、スキーなど）との関係については適応しない。>この規則をもとに、希望する生徒には入部や大会参加を認める。

4 原村スポーツ・文化活動運営委員会

原村教育委員会は、部活動が抱える課題や地域において実施されている社会体育活動との連携等について協議するため、スポーツ・文化活動運営委員会を設置する。年1回(2月)開催する。